

令和8年度（2026年度）

こども誰でも 通園制度

利用手続きのご案内

保育所等に通われていない生後6ヶ月から3歳未満のお子さんを、保護者の就労要件等を問わず時間単位で、お預かりする「こども誰でも通園制度」を利用するためには、お住まいの市町村から事前に「乳児等支援給付認定」を受ける必要があります。



対象児童

すべてに該当する
お子さんが対象

- ① 熊本市民(※1)であること
- ② 0歳6ヵ月～満3歳未満であること
- ③ 保育所等(※2)に在籍していないこと

※1 熊本市民：熊本市に住民票がある方

※2 保育所等：認可保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業・企業主導型保育施設

利用時間 ひと月あたり10時間を上限

利用料金 1時間あたり300円程度(※)

※利用料金は、施設ごとに異なります。

※給食代やおやつ代などの実費が別途必要となる場合がございます。

※世帯の状況によって、利用料の減免がございます。

認定申請方法 オンライン申請 又は 書面申請

〈オンライン申請〉

市ホームページから電子申請フォームにアクセスし、申請してください。

〈書面申請〉

熊本市保育幼稚園課又は各区役所保健こども課に申請書を提出してください。

留意事項

- ・満3歳になった場合や、熊本市外に転出された場合は認定終了となります。
- ・認定を受けた後、世帯の状況等が変わった場合は必ず変更届出書をご提出ください。

詳細な内容は、市ホームページをご覧ください。

〈市ホームページ〉



熊本市 こども誰でも通園制度

検索

お問い合わせ先 熊本市保育幼稚園課 TEL：096-328-2568